

口のトラブルを防ぐために

歯の健康教室

歯ざしりや食いしばりなどの口のトラブルについて、歯科医師が解説します。

日時=11月18日(火) 午後1時～2時

会場=保健福祉館

講師=萩原 順一さん(はぎわら歯科医院 院長)

対象=市内在住・在勤の人

定員=20人(先着順)

参加費=無料

申込方法=健康増進課(☎27-1111)へ。専用フォームからも申し込みます



専用フォーム

※くわしくは同課へ。

対象者に支給しています

障害者福祉手当

対象=次のいずれかに当てはまる人

- 身体障害者手帳1・2級
- 療育手帳A～Bの2
- 精神障害者保健福祉手帳1～3級

支給額(月額)=5,000円～1万3,000円

支給月=7・11・3月

申請方法=障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、口座番号の分かる物を持って障がい者福祉課(市役所議会棟1階)へ

このような場合は支給されません

障害者手帳などの有効期限が切れている期間の手当は支給されません。更新中の場合は、新しい障害者手帳などが確認できてから支給します。また、所得制限などで手当を受けられない場合があります。

資格喪失した時は届け出が必要です

次のいずれかに当てはまる時は受給資格を失うため、喪失届を障がい者福祉課へ提出してください。なお、手当の受給後に受給資格の喪失が判明した場合は、手当の返還が必要です。

- 3カ月以上入院した時(20歳未満の人を除く)
- 施設に入所した時
- 市外に転出した時
- 亡くなった時

※くわしくは障がい者福祉課(☎20-1539)へ。

余っている食品などを活用

なりたフードバンク活動

成田市社会福祉協議会では、家庭や企業で余っている食品などの寄付を受け付けています。

受付日時=①②③④平日の午前9時～午後5時⑤10月21日(火) 午前10時～午後4時⑥11月20日(火)～12月19日(金)(11月25日(火)を除く) 午前9時～午後9時⑦12月13日(土)・14日(日) 午前10時～午後3時

受付場所=①成田市社会福祉協議会(保健福祉館内)②暮らしサポート成田(商工会館1階)③久住・下総地域包括支援センター④大栄地域包括支援センター支所⑤成田市役所⑥もりんぴあこづ⑦JR成田駅

募集内容

食品

- 乾麺、缶詰、レトルト食品などで次の全てに当てはまる物
- 未開封である
- 賞味期限まで1カ月以上ある
- 常温で保存できる

日用品

未使用の洗剤・紙おむつ・タオル・文具など
※くわしくは成田市社会福祉協議会(☎27-7755)へ。

体を動かしてリフレッシュ

スポーツ施設のイベント

ヨガやピラティスなど、初めての人でも安心して参加できる教室です。

12月は健康リズム体操やズンバなども行います。

対象=16歳以上の人

参加費(1回当たり)=市内在住・在勤・在学の人500円、そのほかの人600円(保険料など)

申込方法=市スポーツ・みどり振興財団ホームページで開催日時・会場を確認し、同ホームページにあるオンライン予約システムから申し込む



市スポーツ・みどり振興財団ホームページ

申込開始日=11月10日(月)

※くわしくは重兵衛スポーツフィールド中台体育館(☎26-7251)へ。

献血にご協力ください

【イオンモール成田】

10月26日(日) 午前10時～11時30分、午後1時～4時30分

※受け付けは400ミリリットル献血のみです。日程は変更になる場合があります。くわしくは千葉県赤十字血液センター千葉港事業所事業課(☎043-241-8332)へ。

一般健康相談

【こころの健康相談(予約制)】

10月16日(火)・27日(月) 午後1時30分～2時30分、午後3時～4時

※会場は保健福祉館です。予約・詳細は健康増進課(☎27-1111)へ。

成田市 医療相談ほっとライン

専門の医療スタッフが、24時間年中無休、無料で相談に応じます。

☎0120-24-1130

日曜祝日診療機関

都合により休診する場合があります。来診前に電話で問い合わせてください。

成田病院(午前中・押畑・☎22-1500)

藤倉クリニック(第2・4日曜日の午前中・幸町・☎22-1158)

ひらの内科(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎23-8070)

なりた内科・脳神経内科(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎33-7342)

なのはなクリニック(日曜日と祝日の午前中・吉岡・☎49-0533)

成田国際空港クリニック(空港内・☎050-3196-5701)

成田国際空港第2クリニック(日曜日・空港内・☎070-3349-8080)

急病診療所 ☎27-1116

赤坂1-3-1(保健福祉館敷地内)

受付日時	診療科目
毎日(休診日なし) 午後7時～10時45分	内科 小児科
日曜日、祝日、振替休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日 午前10時～午後4時45分	内科 小児科 外科
祝日(日曜日を除く)、振替休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日 午前10時～午後4時45分	歯科

※症状や年齢によって対応が難しい場合があります。電話は受付時間の15分前から受け付けていますので、事前に連絡してください。

福祉と健康

Health and Welfare

短期集中予防サービス

成田こっぷくアカデミー

介護予防を目的に、陶芸などの創作活動やトレーニングを行います。

日時＝12月9日～3月3日の火曜日(12月30日を除く。全12回) 午前9時30分～11時30分

会場＝国際医療福祉大学成田キャンパス

対象＝市内在住で介護保険の事業対象者
または要支援認定を受けている人

定員＝10人(応募者多数は選考)

※参加費は無料です。申し込みは10月24日(金)までに介護保険課(☎20-1545)へ。

更新手続きを忘れずに

指定難病等見舞金

市では、指定難病で治療を受けている人などに、見舞金を支給しています。

指定難病等見舞金を受給中で、特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等受給者証の更新をした人は、更新後の受給者証の写しの提出が必要です。

提出がない場合は見舞金が支給されません。

提出方法＝障がい者福祉課(市役所議会棟1階)、
下総・大栄支所へ。専用フォームからも提出できます

※くわしくは同課(☎20-1539)へ。



専用フォーム

住み慣れた場所で自分らしく

地域包括ケア講演会

住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活続けるため、支え合う地域づくりについて学んでみませんか。

日時＝11月15日(土) 午前10時～11時30分

会場＝市役所6階大会議室

講師＝岡野貴代さん(さわやか福祉財団
共生社会推進リーダー)

対象＝市内在住・在勤・在学の人

定員と参加費＝120人(先着順)・無料

申込方法＝11月13日(木)までに介護保険課(☎20-1545)へ。専用フォームからも申し込みます

※くわしくは同課へ。



専用フォーム

国民健康保険

給付内容を紹介します

国民健康保険に加入している皆さんが、けがや病気で病院にかかった時、また出産したり死亡したりした時、次のような保険給付が受けられます。

出産や死亡した時は

出産育児一時金の支給

被保険者が出産した時、出産育児一時金が50万円支給されます。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産した場合は、加入していた保険から支給されます。

また、出産費用に出産育児一時金を直接充てることができる直接支払制度があります。対応していない医療機関もありますので、くわしくは医療機関で確認してください。

葬祭費の支給

被保険者が死亡した時、葬祭を行った人に葬祭費が5万円支給されます。

ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として加入していた人が、その保険をやめてから3カ月以内に死亡した場合は、加入していた保険から支給されます。

支払った医療費が高額になったら

高額療養費の支給

被保険者の医療費が高額になり、負担した額が一定限度を

超えた場合は、その超えた分が支給されます。当てはまる人には治療を受けた月から2～3カ月後に通知と申請書を交付します。

払い戻しが受けられます

療養費の支給

次のような場合は、国保連合会の審査後に決定し、自己負担分を除いた額が後日払い戻されます。

- 急病でやむを得ずマイナ保険証が資格確認書を持たずに自費診療で病院にかかった場合
- 手術などで生血による輸血を受けたり、医師の指示でコルセットやギプスなどの補装具を着けたりした場合
- 海外渡航中に急病でやむを得ず病院にかかった場合(日本国内の保険診療として認められた治療)

移送費の支給

移動が困難な被保険者が、医師の指示により緊急に必要な医療の提供を受けるために、医療機関に移送される場合に支給されます。

こんな時にはご注意ください

第三者行為

交通事故など自分以外の人の行為によって、けがや病気をし、国民健康保険を使って治療を受ける場合は、事前に保険年金課に連絡し、第三者行為による傷病届を提出してください。

給付が受けられないケース

健康診断・美容整形など病気と見なされないもの、業務上のけがや病気、けんかや泥酔、故意の事故や飲酒運転などによるけがなどは給付が受けられません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。